

《鳴門市農業委員会 12月総会 議事録》

開催日時 令和元年12月13日（金） 午後2時

開催場所 うずしお会館2階 第2会議室

出席委員

1番	大西 善郎	2番	小川 利	3番	小田 常雄
4番	金田 善雄	5番	木下 茂	7番	柴田 精治
8番	谷口 清美	10番	中井 弘	12番	長谷目 隆
13番	濱堀 秀規	16番	藤本 詳治	17番	増金 義文
18番	松村 多美子	19番	向 栄治	20番	八木 健治

欠席委員

6番	齋藤 はつ子	9番	手塚 弘二	11番	仲須 眞理
14番	林 博子	15番	板東 幸雄		

議 案

議案第1号	農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について	利用権設定	82件
議案第2号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について		1件
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請について		3件
議案第4号	相続税の納税猶予に関する適格者証明について		1件

報 告

①農地法第3条の3第1項の規定による届出について	3件
②農地法第4条第1項第7号の規定による届出について	2件
③農地法第18条第6項の規定による通知について（経営基盤法）	2件
④農地法第18条第6項の規定による通知について（残存小作地の合意解約）	1件
⑤農地であることの証明願について	2件
⑥農地又は採草牧草地の転用制限の例外による届出書について	1件

事務局長 定刻がまいりましたので、ただ今から令和元年12月の農業委員会を開会いたします。

開会にあたりまして谷口会長よりご挨拶をお願いします。

谷口会長 <挨拶>

事務局長 ありがとうございます。

それではまず、事務局より委員定数のご報告をいたします。

委員定数20名の内、出席委員15名、欠席委員5名であり過半数に達しております。

よって鳴門市農業委員会会議規則第6条の規定によりまして、この総会が成立していることをご報告いたします。

この後の進行につきましては、谷口会長様にお願いいたします。

谷口会長 議事に入ります前に、本日の議事録署名人を選任します。

本日の署名人は、10番 中井委員、16番 藤本委員にお願いいたします。

それではこれより議案に基づき、議事を進行してまいります。

まず、『議案第1号』農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画についての審議に入ります。

この案件について、所管の農林水産課からの説明をお願いします。

農林水産課係長 <1. 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について 82件>

・申請番号1について申請内容説明

谷口会長 ただいまの説明について、質問・ご意見等あればお願いいたします。

ご質問・ご意見等はないようですので、採決いたします。

『議案第1号』について承認することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

谷口会長 それでは、議案第1号については原案どおり承認いたします。

以上で『議案第1号』については全てご審議いただきました。

次に、『議案第2号』農地法第3条の規定による許可申請についての審議に入ります。

まず、事務局より申請内容の説明を求めます。

事務局係長 < 2. 農地法第3条の第1項の規定による許可申請について 1件 >  
・申請番号1について申請内容説明

谷口会長 次に、地元委員さんよりご意見を申し上げます。  
まず、申請番号1番の案件について地元委員さんお願いします。

小田委員 3番。申請地は、譲渡人の●●さんが、今年の5月に、▲▲さんから相続した農地です。

譲受人の■■さんは、北島町で、専用農地でたくさんれんこんを作っております。また、鳴門市でもれんこんを栽培しており、認定農業者に認定されております。

申請地においても取得後は、同じくれんこんを栽培する計画であり、所有権移転しても問題無いと思われま。

谷口会長 それではお諮りいたします。  
申請番号1番の案件について、承認することにご異議ございませんか。

委員一同 < 異議なし >

谷口会長 申請番号1番については原案通り承認することといたします。  
以上で『議案第2号』については全てご審議いただきました。  
次に、『議案第3号』農地法第5条の規定による許可申請についての審議に入ります。  
まず、事務局より申請内容の説明を求めます。

事務局係長 < 3. 農地法第5条許可申請 3件 >  
・申請番号1～3について申請内容説明

谷口会長 次に、地元委員さんよりご意見を申し上げます。  
申請番号1番の案件について、地元委員さんからご意見を申し上げます。

八木委員 20番。今、現在、●●●が旧吉野川沿いに社屋を建ててはいるのですが、社屋にするため緑地が必要となることから今回の申請となりました。

雨水については、地下浸透で対処することとしており、地元水利組合の了解も得ているため、許可しても問題ないと考えます。

谷口会長 ただ今、地元委員さんからのご意見をいただきました。

次に、事務局より、農地法等の法令の観点からの説明を求めます。

事務局係長

申請地は、勝瑞駅から北西へ約 1.3 km、旧吉野川と住宅に囲まれた農地で 10ha 未満の広がりがない第 2 種農地に該当します。

申請人は、阿南市に本店を置く●●●で、鳴門工場の雇用拡大、工場・社屋等の建設計画を予定しており、今後の拡張により一定面積の緑地が必要となることから申請地を緑地にする計画です。

雨水については、地下浸透で対処することとなっており、この転用については地元水利組合の了解も得ております。

隣接する周辺所有者からも売却の承諾を得ており確実に実施できる予定です。他に適当な土地もなく、周囲への影響も軽微であることから事業計画については適当と認められます。

谷口会長

それではお諮りいたします。

申請番号 1 番の案件について、承認することにご異議ございませんか。

委員一同

<異議なし>

谷口会長

申請番号 1 番については原案どおり承認することといたします。

次に、申請番号 2 番の案件について地元委員さんからご意見を申し上げます。

小川委員

2 番の小川です。申請地は、明神小学校の北西に位置する農地です。

譲受人は、鳴門市内にて太陽光発電設備敷地を計画していたところ、譲渡人が土地の管理で悩んでいる申請地につき、安定した日射量が見込めるため、今回の申請となりました。

事業計画では、碎石を敷設後に整地を行い、施設周囲にフェンスと畦畔を新設して被害防除を図ります。排水については雨水のみで地下浸透にて対処をする計画であるため許可しても問題ないと考えます。

谷口会長

ただ今、地元委員さんからのご意見をいただきました。

次に、事務局より、農地法等の法令の観点からの説明を求めます。

事務局係長

申請地は、明神小学校から北西へ約 860m に位置する農地であり、県道 瀬戸撫養線と山林等で分断された市街化調整区域内 10ha 未満の広がりがない第 2 種農地に該当します。

譲受人は、鳴門市内にて太陽光発電設備敷地を計画していたところ、譲渡人

が土地の管理で悩んでいる申請地につき、安定した日射量が見込めることから、今回の申請となりました。

事業計画では、太陽光発電パネルを 116 枚設置し、27.5kw の発電出力が見込まれております。

本設備は令和元年 11 月に 10kw 以上の太陽光発電設備に係る設備認定を受けており、四国電力㈱との電力受給契約も平成 31 年 2 月になされております。

事業計画では、碎石を敷設した後に整地を行い、施設周囲にフェンスと畦畔の新設により被害防除を図ります。排水については雨水のみのため地下浸透にて対処をする計画です。資金計画も妥当であり、他に適当な土地もなく、周辺農地への影響も軽微であることから、事業計画については適当と認められます。

谷口会長

それではお諮りいたします。

申請番号 2 番の案件について承認することにご異議ございませんか。

委員一同

<異議なし>

谷口会長

申請番号 2 番については原案どおり承認することといたします。

次に、申請番号 3 番の案件について地元委員さんからご意見をお願いします。

木下委員

5 番です。申請地は、牛屋島公民館の南東にある農地です。

借人は貸人の孫であり、現在は借家に住んでいますが、手狭になってきたため住宅の建設を計画したところ、実家から近くにある申請地が住宅敷地として適地であると判断したため、今回の許可申請となりました。

計画については、良質な山土にて盛土し、周囲にはコンクリート擁壁を新設して土砂・雨水の流出を防ぐ計画です。

排水については浄化槽から申請地北側に存在する既設水路に放流する計画となっており、地元自治会の同意も得ているため許可しても問題ないと考えます。

谷口会長

ただ今、地元委員さんからのご意見をいただきました。

次に、事務局より、農地法等の法令の観点からの説明を求めます。

事務局係長

申請地は、牛屋島公民館から南東へ 560m に位置しており、市街化調整区域内の 10ha 以上の農地の広がりのある第 1 種農地に該当します。

借人は貸人の孫であり、現在は撫養町黒崎の借家に住んでいますが、借家が手狭になってきたため専用住宅の建設を計画したところ、実家から約 40m と





会 長 谷口 清美

議事録署名者 中井 弘

議事録署名者 藤本 詳治